

夫妻の収入バランスが夫妻関係に及ぼす影響

重川 純子

(埼玉大学教育学部助教授)

1. 夫妻の稼得と夫妻関係

働く側の意識の変化や労働環境・条件の変化により女性が結婚後も就労することは普通のこととなり、有配偶女性の労働力は5割を超えている。男女間の賃金格差は大きく、有配偶女性の場合パート・アルバイトでの就労割合が高いが、高度な技術や知識を必要とする職種に就労し高い収入を得る者も増加しつつある。

自分自身の貨幣を持つことはパワーを獲得することになり、夫妻間の相対的な稼得力の変化が意思決定など世帯における力関係を変化させるかもしれない。また、「夫は仕事、妻は家庭」の完全な性別分業ではなくとも「家事は妻の仕事」など伝統的な性別役割規範を抱えている場合、それらが十分に遂行できないことにより葛藤が生じる可能性がある。財団法人家計経済研究所の調査により、夫の稼得責任に対し賛意を示す者の割合をニュージーランドと比較すると、ニュージーランドの40%に対し日本は94%と著しく高い。妻の家事・育児責任への賛意についても同様に、ニュージーランド34%、日本86%である(永井 2003)。「一家の稼得役割は夫」の規範を抱え、実態としても世帯の主な稼ぎ手は夫であることが一般的な中で、そこから外れることは夫にとってストレスとなり、夫妻関係に影響を及ぼす可能性も考えられる。

アメリカでは、夫妻ともに稼得しているカップルの23%で妻の収入が夫の収入と等しいあるいは上回っている(1997年の労働統計局調査)

(Brennan et al. 2001)。Brennanら(2001)は、夫妻ともフルタイム雇用者であるカップルを対象に、2年間3時点のパネル調査を実施し、夫妻の相対所得の変化が夫妻関係に及ぼす影響の分析を行っている。その結果、妻が夫より多くの収入を得ると、夫の場合には結婚の質への評価は低下し、特に稼得への主観的価値付けが高い場合に影響を受けるのに対して、妻の場合には結婚の質の評価へはあまり関係しないことが明らかにされている。同サンプルの他の分析によると、妻の結婚の質の評価は、夫の育児への相対的貢献と強く関連している(Ozer et al. 1998)。

1999年の総務庁『全国消費実態調査』によると、夫が雇用者で妻が有業者である世帯のうち、5%の世帯で妻の収入が夫の収入とほぼ等しい、あるいは妻の収入が夫の収入を上回っている¹⁾。夫妻間の相対所得を取り上げたものではないが、日本の共稼ぎ夫婦の夫妻関係に関する研究の結果からは、夫妻が官公庁勤務、あるいは妻がフルタイム・専門職・高年取の場合、夫妻間の協力度が高く、夫妻関係の満足度が高い(長津 1993)こと、常用雇用の有配偶女性の家族ストレス、職業ストレスは、いずれも他の就業形態に比べ高い傾向は示さない(稲葉 1999a)ことが明らかにされている。

本稿では、夫妻間の相対的な所得の大きさに着目し、まだ日本においては少数派である夫と同等あるいは夫以上に収入を得ている妻がどのような属性であるのか、また、夫と同等あるいは夫以上

図表-1 稼得パターン別基本属性

	世帯数	妻年齢 (歳)	年齢差(歳) 夫-妻	子のいる 世帯(%)	子ども数(人) 子のいる世帯のみ	大学・大学院卒割合(%)			
						妻	夫	夫妻とも	
I	夫妻対等世帯	56	40.1	1.87	78.6	1.98	45.5	62.8	41.8
	夫超越世帯	229	39.7	3.03	88.2	2.00	20.8	53.0	18.2
	専業主婦世帯	245	38.8	2.88	95.1	2.01	27.7	76.6	25.3
	有意確率		0.000	0.078		0.767			
II	夫妻対等世帯	52	39.60	1.35	80.8	1.86	50.0	61.9	42.3
	夫超越世帯	30	38.97	4.20	90.0	1.81	34.6	69.2	28.1
	有意確率		0.317	0.001		0.952			

注：I：夫妻合計年収600万円以上の世帯、II：妻が常用雇用の世帯（以下の図表も同様）
有意確率は、平均値の差の検定結果

に収入を得ることが夫妻关系にどのような影響を及ぼしているのかについて検討を行う。

2. 夫妻の稼得パターン(対象世帯)の設定

本稿では、首都圏在住の妻年齢35～44歳の核家族世帯に調査を実施した家計経済研究所「現代核家族調査」²⁾の妻回答と夫回答を用い、調査前年1年間の収入(税込み)により、妻と夫の収入の関係を類型化し、家計の実態と意識、夫妻关系等について比較を行う。

調査時点で夫が就業している世帯を対象とし、次の2つのグループについてそれぞれ類型化を行った。

I：夫妻の合計年収600万円以上

II：妻がフルタイムの正規雇用(常用雇用)で就労している世帯

Iについては、大都市居住の有配偶女性対象の調査の分析により世帯年収は妻のディストレスに影響を及ぼすこと(稲葉 1999c)が示されていることから、世帯の収入階級を一定水準以上に設定するため、夫妻の合計年収600万円以上とした。IIについては、妻の就業形態の相違は生活の諸側面に影響を及ぼすと考えられるため、妻の就業形態をフルタイムの正規雇用にそろえ、夫妻の収入の相対的關係による相違を検討することとした。

年間収入³⁾については、直接的に額を尋ねておらず、9つの選択肢(1：なし、2：50万円未満、3：50万～103万円未満、4：103万～141万円未満、5：141万～300万円未満、6：300万～500万円未満、7：500万～700万円未満、8：700万～1000万

円未満、9：1000万円以上)の中から選択してもらっている。妻と夫の年収階層を用い、年収階層が同じあるいは妻の方が年収が高い(夫妻対等または妻超越世帯)グループを抽出した。比較対象として、Iの場合、妻に収入があり夫の方が収入が高い(夫超越世帯)グループと妻に収入がない専業主婦(専業主婦世帯)グループ、IIの場合、夫超越世帯グループを設定した。夫超越世帯については、夫妻対等または妻超越世帯との違いを明確にするため妻の収入階層に比べ夫の収入階層の方が2階級以上高い世帯を対象とした(例えば、夫の収入階層が「8：700万～1000万円未満」の場合、妻の収入階層は「2：50万円未満」から「6：300万～500万円未満」)。

各類型の世帯数は以下の通りである⁴⁾。

I：夫妻対等または妻超越世帯(以下、夫妻対等世帯)

(妻年収階層 \geq 夫年収階層) 56

妻就業・夫超越世帯(以下、夫超越世帯)

(妻年収階層 \ll 夫年収階層) 229

専業主婦世帯 245

II：夫妻対等または妻超越世帯(以下、夫妻対等世帯)

(妻年収階層 \geq 夫年収階層) 52

妻就業・夫超越世帯(以下、夫超越世帯)

(妻年収階層 \ll 夫年収階層) 30

3. 稼得パターン各類型の特徴

(1) 基本属性

I、IIそれぞれに各類型の世帯の基本属性を比

図表-2 稼得パターン別の就業状況 (%)

		妻の就業形態(1)			妻の就業形態(2)		妻の職種			
		常雇	パート	自営他	公務員	民間・正規	販売サービス	事務	専門・管理	
妻	I	夫妻対等世帯	83.9	-	16.1	46.4	37.5	10.9	21.8	60.0
		夫超越世帯	10.8	63.2	26.0	0.9	9.2	27.5	23.6	21.4
	II	夫妻対等世帯				51.9	48.1	5.9	25.5	62.7
		夫超越世帯				10.0	90.0	16.7	36.7	36.7
		夫の就業形態			夫の職種					
		公務員	民間・正規	自営他	販売サービス	労務	事務	専門・管理		
夫	I	夫妻対等世帯	28.6	48.2	19.7	28.6	17.9	19.6	32.1	
		夫超越世帯	7.0	72.5	20.1	14.9	20.2	12.7	47.4	
		専業主婦世帯	11.8	78.4	9.0	8.2	13.5	20.0	54.3	
	II	夫妻対等世帯	28.8	48.1	17.3	25.0	21.2	19.2	32.7	
夫超越世帯		3.3	80.0	16.7	10.0	13.3	3.3	66.7		

注)妻の就業形態(1)以外では、表中にすべての項目を示していない。

較する(図表-1)。夫妻合計年収600万円以上(I)の場合、妻の年齢は、専業主婦世帯が最も若く、夫妻対等世帯が最も高い⁵⁾。夫妻対等世帯では、夫妻間の年齢差が他の類型に比べ小さい。図表には示していないが、平均結婚期間は、夫超越世帯では14.68年であり、他の2類型(12年台)に比べ長い。子ども数については3類型ともに子ども数が2人の割合が最も多い。子の有無については、専業主婦世帯では95.1%に子がいるが、夫妻対等世帯では子のいる世帯は78.6%と他の2類型に比べ低い。子がいる場合には、平均子ども数は3類型ともに約2人である。妻が常雇世帯(II)の場合にも、夫妻年齢差、結婚期間、子ども人数については、Iの場合とほぼ同様の傾向が認められる。

妻の学歴については、Iの場合、夫妻対等世帯では大学・大学院卒の割合が45.5%であり、他の2類型の20%台に比べ高い。夫超越世帯、専業主婦世帯では短大・専門学校・高専卒の割合が40%台と高い。Iの夫の学歴は、3類型ともに大学・大学院卒の割合が50%を超えるが、特に専業主婦世帯では76.6%と高い。夫妻対等世帯では夫妻ともに高学歴である割合が高く、夫妻ともに大学または大学院を卒業している割合が41.8%を占める。専業主婦世帯の同割合は25.3%、夫超越世帯の同割合は18.2%である。IIの場合にも、夫妻対等世帯では夫妻とも大学または大学院を卒業している割合が42.3%と、夫超越世帯の28.1%に比べ高い。

妻の仕事の状況を稼得パターン別に比較する

(図表-2)。Iの場合、夫妻対等世帯では常雇割合が8割を超え、パート就労の者は皆無である。一方、夫超越世帯では常雇割合は10.8%で、パート割合が63.2%と高い。自営他の割合は、夫妻対等世帯に比べ夫超越世帯の方が高いが、夫超越世帯では家族従業、内職の割合が比較的高く、妻自らが自営業主・自由業である割合は夫妻対等世帯の方が高い。また、夫妻対等世帯では、妻が公務員である者が約半数を占めている。妻の職種については、夫妻対等世帯では専門・管理職の者が過半数を占める。IIの場合にも、妻の就業形態についてはほぼ同様の傾向にある。夫妻対等世帯では公務員割合が51.9%を占めるが、夫超越世帯では公務員割合は10.0%で、ほとんどの者は民間機関で就業している。

夫の就業状況については、I、IIのいずれの類型ともに民間の正規雇用の割合が最も多い(図表-2)。I、IIともに夫妻対等世帯では公務員割合が他の類型に比べ高い。夫の職種について3類型を比較すると、専業主婦世帯では専門・管理職割合、夫超越世帯では労務割合、夫妻対等世帯では販売サービス割合が、それぞれ他の類型に比べ高い。

夫妻対等世帯では、妻は就業形態としては公務員、職種としては専門・管理職が多い。妻が男女賃金格差のない公務員、あるいは、比較的賃金水準の高い専門・管理職に就業すること、また夫が専門・管理職以外の職種に就業することにより夫妻対等あるいは妻超越型の稼得パターンとなっている。

図表-3 稼得パターン別、性別役割規範・夫妻関係規範得点

	性別役割規範								夫妻関係規範							
	幼少期・ 母育児専念		夫に 稼得責任		妻に家事・ 育児責任		両親そろって 子育て		話し合いに よる決定重視		各々自分の 時間の確保		夫婦2人の 時間の確保			
	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫		
I	夫妻対等世帯	2.00	2.38	3.05	3.34	2.79	2.80	3.68	3.39	3.59	3.55	3.50	3.55	3.41	3.45	
	夫超越世帯	2.98	3.36	3.57	3.68	3.24	3.29	3.60	3.40	3.58	3.51	3.53	3.42	3.45	3.39	
	専業主婦世帯	3.35	3.59	3.56	3.64	3.31	3.37	3.63	3.34	3.58	3.41	3.47	3.29	3.36	3.34	
	有意確率	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.592	0.573	0.991	0.102	0.574	0.007	0.230	0.388	
II	夫妻対等世帯	1.88	2.25	3.00	3.29	2.71	2.81	3.67	3.38	3.58	3.56	3.50	3.63	3.38	3.46	
	夫超越世帯	2.50	2.97	3.30	3.31	2.97	3.07	3.53	3.24	3.40	3.38	3.40	3.31	3.30	3.14	
	有意確率	0.001	0.002	0.116	0.893	0.170	0.019	0.314	0.373	0.195	0.197	0.430	0.014	0.539	0.032	

注:それぞれの考え方に対し、「賛成:4点」「まあ賛成:3点」「やや反対:2点」「反対:1点」として得点化
有意確率は、平均値の差の検定結果

就業に関連して、夫妻それぞれの帰宅時間⁶⁾の平均時間を比較すると、いずれの類型も妻は18時台に帰宅しており、I、II「それぞれの類型間の平均帰宅時間には有意差は認められない(平均値の差の検定結果 I : p=.442, II : p=.467)。夫の帰宅時間については、いずれの類型も妻に比べると遅いが、夫妻対等世帯では20時台(I : 20.66時、II : 20.39時)と、他の類型の21時台(I : 夫超越世帯21.08時、専業主婦世帯21.15時、II : 夫超越世帯21.32時)に比べ早い(同上 I : p=.170, II : p=.050)。

(2) 夫妻の性別役割規範

妻であること、夫であることに対する役割規範は、実際の行動、また、規範と行動のギャップによるストレスに対し影響を及ぼすと考えられる。

妻(母)、夫(父)の役割規範として「子どもが小さいうちは、母親は仕事を持たず育児に専念すべき」、「両親がそろって子育てすべき」、「夫は家族のために収入を得る責任をもつべき」、「妻は家族のために家事や育児をする責任をもつべき」の考え方に対する賛否を夫妻それぞれに尋ねた(それぞれの項目に対し、「賛成:4点」、「まあ賛成:3点」、「やや反対:2点」、「反対:1点」として平均点を算出)。

I、IIともに「両親そろって子育て」については、夫妻ともに稼得パターンによる相違は認められない(図表-3)。Iの場合、他の3つの考え方に対しては夫妻ともに1%水準以下で有意差が認められた⁷⁾。IIの場合にも、「子どもが小さいうち

の母親の育児専念」については夫妻ともに1%水準以下、「妻の家事・育児責任」の夫回答では5%水準以下で有意差がみられる。稼得パターン別に比較すると、夫妻対等世帯では夫妻ともに他の類型に比べ、比較的役割規範意識が弱い。特に、「子どもが小さいうちの母親の育児専念」では相違が大きく、夫妻対等世帯では得点が低い。夫妻対等世帯では性別役割規範意識の弱さゆえに現在の夫妻の稼得パターンが可能になっているとみることもできる。ただし、他と比べて役割規範意識が弱いとはいえ、例えばIの夫妻対等世帯の妻回答では、夫の稼得責任に対し「賛成」割合は33.9%、「まあ賛成」割合は44.6%、妻の家事・育児責任に対し「賛成」割合は25.0%、「まあ賛成」割合は37.5%、と賛成派が大多数を占めている。

Iの場合の夫超越世帯と専業主婦世帯の間では、子幼少期の母親育児専念については若干専業主婦世帯の方が高いが、夫の稼得責任、妻の家事・育児責任についてはほとんど違いがみられない。この2つの間では、必ずしも役割規範意識により妻の就業の選択が行われていない、あるいは妻が就業する場合にも役割規範の範囲内で就業選択を行う者が多いと考えられる。

(3) 夫妻関係規範

夫妻間の話し合いによる決定の重視、夫妻各々の時間の確保、夫婦2人の時間の確保、について、夫妻それぞれの賛否を尋ねた(得点化は、性別役割規範と同様)。図表-3に示すように、I、IIともに夫回答の自分自身の時間の確保では、稼

図表-4 稼得パターン別手取り収入額、自由に使うことができるお金

		手取り月収(万円)		自分の収入中自由に使えるお金			
		妻	夫	妻		夫	
				割合(割)	金額(万円)	割合(割)	金額(万円)
I	夫妻対等世帯	30.8	37.1	3.9	11.8	2.3	9.0
	夫超越世帯	10.3	43.9	4.8	4.5	2.0	9.6
	専業主婦世帯	-	45.0	-	-	2.0	9.8
	有意確率	0.000	0.000	0.090	0.000	0.563	0.886
II	夫妻対等世帯	29.5	33.6	3.7	11.2	2.5	8.4
	夫超越世帯	18.8	43.5	4.5	9.1	2.8	12.1
	有意確率	0.000	0.000	0.269	0.312	0.488	0.040

注:手取り月収額は毎月定期的な収入のある者に対し尋ねている。収入額は階級で尋ねているが、平均値の算出には各階級の中央値を用いた。
有意確率は、平均値の差の検定結果

図表-5 稼得パターン別家計管理タイプ(妻回答) (%)

		拠出	一体	手当	支出分担	夫管理	他	合計
I	夫妻対等世帯	16.4	38.1	9.1	29.1	1.8	5.5	100.0
	夫超越世帯	3.5	64.5	18.9	4.4	3.9	4.8	100.0
	専業主婦世帯	-	58.0	39.2	-	1.2	1.6	100.0
II	夫妻対等世帯	19.6	33.3	9.8	29.4	2.0	5.9	100.0
	夫超越世帯	6.7	43.4	13.3	23.3	3.3	10.0	100.0

稼得パターンにより有意な差がみられた(I : $p < 0.1$, II : $p < 0.05$)。夫妻対等世帯の夫は他の類型に比べ、それぞれの時間を確保することに対しより賛意を示す傾向がみられる⁸⁾。I の場合、3 類型ともに自分自身の時間を確保することへの賛成派(「賛成」と「まあ賛成」)は90%を超えるが、夫超越世帯、専業主婦世帯では、「まあ賛成」の回答の方が「賛成」より多い。夫妻対等世帯では「まあ賛成」よりも「賛成」の割合の方が高い。II の場合にも、2 類型ともに「賛成」あるいは「まあ賛成」と回答する割合は90%を超えているが、特に夫妻対等世帯では「賛成」の割合が65.4%と高く(夫超越世帯の同割合は37.9%)、積極的賛成派が多い。

夫婦 2 人の時間の確保については、I の場合には稼得パターンによる相違はみられないが、II の場合には夫回答で 5%水準以下で有意差がみられ、夫妻対等世帯の夫は夫超越世帯の夫に比べ賛成度が高い。話し合いによる決定の重視についても、夫回答において夫妻対等世帯の得点が高い(I の場合の有意確率は10.2%)。この項目も、I、II いずれの類型も賛成派が90%を超えているが、自分の時間確保の場合と同様に、夫妻対等世帯で

は「まあ賛成」ではなくはっきりと「賛成」と回答する割合が高く、I、II ともに60%を超える(同割合 I : 夫超越世帯 55.9%、専業主婦世帯 46.9%、II : 夫超越世帯 41.4%)。

夫妻関係規範について、妻の意識は稼得パターンによる違いはないが、夫の意識には稼得パターンによる違いがみられる。妻常雇の場合、夫妻対等世帯の夫は、夫妻それぞれの時間とともに夫婦 2 人の時間を確保し、話し合いを重視すべきと考え

ており、態度においてもより対等な状況を指向している。

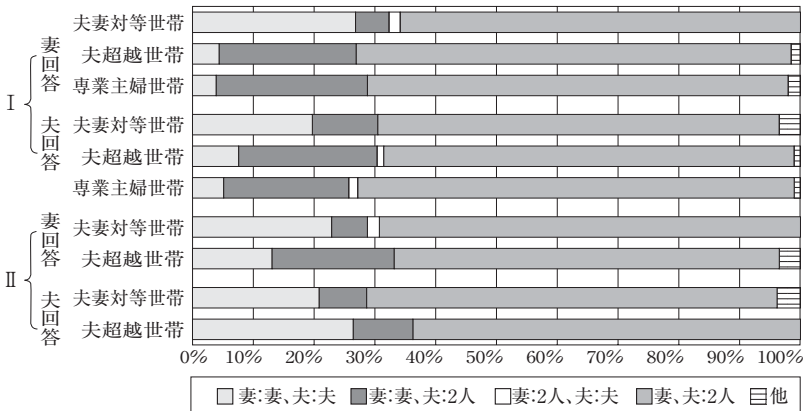
4. 稼得パターンによる家計・資産の相違

(1) 定期的手取り収入と自由に使うことができるお金

毎月定期的な収入がある者の手取り収入額を、稼得パターン別に比較すると(図表-4)、妻の場合、I の夫超越世帯ではパート就労割合が高いため月額約10万円と、夫妻対等世帯の約30万円の約3分の1である。II の場合、妻は両類型ともに常用雇用であるが、夫妻対等世帯の29.5万円に比べ、夫超越世帯では18.8万円と10万円以上低い。夫の場合、I では専業主婦世帯が最も高く、夫妻対等世帯が最も低く⁹⁾、II では夫超越世帯の方が高い。

夫妻それぞれが自分のために使うことのできるお金の額は、I の場合、妻については収入額自体が大きく異なるため夫妻対等世帯では11.8万、夫超越世帯では4.5万円と2倍以上の開きがあるが、夫の場合いずれの類型も 9 万円程度で有意な差はみられない(ただし、収入額の大きさに従い、専業主婦世帯で高く、夫妻対等世帯で低い傾向がみ

図表-6 稼得パターン別収入帰属意識



注)「妻:妻,夫:2人」は「妻の収入は妻に帰属,夫の収入は夫妻2人に帰属」を意味する。他の凡例も同様

く夫にとっても経済的ゆとりをもたらしているといえる。

(2) 家計管理タイプ

家計管理タイプ(妻回答)は、図表-5に示すように、稼得パターンによらず「一体型」が最も多いが、I、IIともに相対的に、夫妻対等世帯では、共同の家計の財布へ夫妻それぞれが拋出しあう「拋出型」、共同の財布はもたず支出を分担しあう「支出分担型」が多い。妻がより多くのお金をもつことで、家計全体を共同し一括する一体型ではなく、個別性の高まる拋出、支出分担型が多くなっている。

図表-7 稼得パターン別夫妻の稼得・家事・資産形成貢献割合と妻の資産保有実態 (割)

		妻回答				夫回答			
		夫収入 貢献	妻家事 貢献	妻資産 実態	妻資産 貢献	夫収入 貢献	妻家事 貢献	妻資産 実態	妻資産 貢献
I	夫妻対等世帯	5.5	7.2	4.3	5.8	5.5	7.0	4.7	6.2
	夫超越世帯	8.7	8.1	2.4	5.4	8.4	7.8	2.7	5.5
	専業主婦世帯	9.5	8.4	1.7	4.9	9.2	8.3	2.2	5.2
	有意確率	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	
II	夫妻対等世帯	5.4	7.2	4.2	5.7	5.5	6.8	4.7	6.1
	夫超越世帯	7.5	7.9	2.7	5.5	7.4	6.8	3.0	5.2
	有意確率	0.000	0.069	0.002	0.580	0.000	0.932	0.001	0.038

注:収入、家事、資産形成に対する夫妻の貢献の合計あるいは夫妻が保有する資産の合計を10割として、妻または夫の貢献、実態を回答した値。
有意確率は、平均値の差の検定結果

られる)。夫が自分の収入中自分のために使うことのできるお金の割合については、夫妻対等世帯は他の2類型に比べ高いが、どの類型も約20%であり有意差はみられない。

IIの場合、妻については夫妻対等世帯の方が夫超越世帯に比べ自由に使うことができる金額は大きい(ただし、有意確率は31.2%)。夫が自由に使える金額は、夫超越世帯の方が夫妻対等世帯に比べ5%水準以下で有意に大きい。夫妻対等世帯では、妻の場合には他の類型に比べ自由に使うことのできるお金が多いが、夫の場合には必ずしもそうとはいえず、妻常雇世帯中ではむしろ有意に少ない。しかし、Iの場合、稼得パターンにより夫本人の稼得収入額が異なるが、夫が自由に使えるお金は稼得パターンによる差はなく、妻が夫と対等に稼得することは、世帯全体と妻自身だけでな

ついて黙っている」、「生活費のため自分のお金を切り詰める」の2つの項目について、「よくある:4点」、「時々ある:3点」、「たまにある:2点」、「全くない:1点」として得点化し、稼得パターン別の平均得点を比較したが、I、IIの夫、妻ともに有意差は認められなかった。

(3) お金に関する葛藤

お金に関する夫妻間の葛藤については、「家庭円満のためお金の使途に

(4) 収入・財産の帰属

収入の帰属意識については、図表-6に示すように、稼得パターンによらず妻、夫ともに、妻収入も夫収入も夫妻2人のものとする者が過半数を占める。稼得パターンにより異なる点は、IIの夫回答を除き、夫妻ともに夫妻対等世帯では他の類型に比べ、収入は稼得した人に帰属すると考える割合が高く、「妻収入は妻のもので、夫収入は2人のもの」と考える割合が低い。夫と妻が対等な

図表-8 稼得パターン別家事・育児参加状況

		妻(妻回答)					夫(妻回答)				
		料理	後片付け	掃除	洗濯	育児	料理	後片付け	掃除	洗濯	育児
I	夫妻対等世帯	6.17	5.93	2.66	5.28	6.03	1.35	2.34	0.96	1.83	3.00
	夫超越世帯	6.88	6.80	5.53	6.48	6.76	0.54	0.88	0.42	0.27	1.70
	専業主婦世帯	6.95	6.88	6.13	6.81	6.91	0.42	0.72	0.37	0.15	2.00
	有意確率	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.003
II	夫妻対等世帯	6.11	5.88	2.55	5.06	6.08	1.39	2.40	1.05	1.99	3.10
	夫超越世帯	6.67	6.20	4.65	6.00	6.33	0.80	1.35	0.75	0.45	2.48
	有意確率	0.089	0.422	0.000	0.053	0.566	0.159	0.059	0.365	0.002	0.386

注:1週間あたりの家事・育児実施日数
有意確率は、平均値の差の検定結果

図表-9 稼得パターン別情緒的夫妻関係

		妻回答			夫回答			妻: 夫婦関係 満足度	夫: 夫婦関係 満足度
		夫からの サポート	夫を サポート	夫は ストレス源	妻からの サポート	妻を サポート	妻は ストレス源		
I	夫妻対等世帯	6.57	6.39	7.22	6.34	6.51	7.00	3.52	3.93
	夫超越世帯	6.21	6.26	6.72	6.34	6.26	6.81	3.70	3.96
	専業主婦世帯	6.00	6.26	6.70	6.31	6.09	6.75	3.72	3.97
	有意確率	0.051	0.793	0.317	0.967	0.082	0.710	0.539	0.968
II	夫妻対等世帯	6.46	6.29	7.10	6.29	6.50	7.17	3.44	3.88
	夫超越世帯	5.80	5.97	6.47	6.00	6.28	6.45	3.50	3.80
	有意確率	0.090	0.326	0.267	0.455	0.421	0.183	0.849	0.754

注:①「悩みや心配事をきいてくれる」、②「能力や努力の評価してくれる」、③「悩みや心配事をきく」、④「能力や努力の評価する」、⑤「文句や小言をいわれる」、⑥「面倒をかけられる」、⑦「イライラさせられる」それぞれについて、「あてはまる:4点」、「まああてはまる:3点」、「あまりあてはまらない:2点」、「あてはまらない:1点」として得点化。
夫(妻)からのサポート:①+②、夫(妻)へのサポート:③+④、夫(妻)はストレス源:⑤+⑥+⑦
夫婦関係満足度については、「満足:5点」、「まあ満足:4点」、「どちらともいえない:3点」、「やや不満:2点」、「不満:1点」として得点化。
有意確率は、平均値の差の検定結果

図表-10 稼得パターン別結婚生活評価

		期待以上	期待どおり	まあ期待どおり	やや期待はずれ	期待はずれ	合計
妻回答	I	8.9	23.2	33.9	25.0	8.9	100.0
	夫超越世帯	11.4	16.6	45.9	17.5	8.7	100.0
	専業主婦世帯	9.8	15.1	47.3	19.2	8.6	100.0
夫回答	II	7.7	21.2	36.5	25.0	9.6	100.0
	夫超越世帯	6.7	23.3	43.3	10.0	16.7	100.0
	I	16.4	27.3	40.0	12.7	3.6	100.0
夫回答	夫超越世帯	14.0	21.8	46.7	14.0	3.5	100.0
	専業主婦世帯	11.0	26.5	47.8	12.2	2.4	100.0
	II	13.5	26.9	42.3	13.5	3.8	100.0
夫超越世帯	10.3	27.6	41.4	20.7	0.0	100.0	

収入を得ることで、収入帰属の個人指向が高くなっている。妻が常雇世帯の場合の夫回答では、夫妻対等世帯は夫超越世帯より「妻、夫いずれの収入も2人のもの」とする傾向がみられる。小遣い程度に稼ぐ妻の収入の場合、妻の収入は妻のものと考えていたのが、稼得力のある妻収入に対し使用権を共有しようとする意向がうかがえる。

財産の帰属、使用権についての意識では、稼得パターンによる有意差はみられなかった。有意な差ではないが、妻名義の財産については、夫妻対等世帯で夫妻ともに「名義人のみに帰属」の割合が相対的に低く、専業主婦世帯では高い。財産の獲得には、自身の収入によるほか相続・贈与によるものがある。専業主婦世帯の場合、「妻財産」の想定として相続・贈与による方がイメージされることも少なくなく、他の類型に比べ、より個人指向の傾向がみられると考えられる。財産の名義に対する考え方では、妻の場合、夫妻対等世帯では「実質的な意味をもつ」と考える割合が55.4%と高く、他の類型では「形式的なもの」

図表-11 稼得パターン別妻の就業評価

		家計に ゆとり	能力・ 知識 生かせる	社会との 繋がり	子の自立	夫の自立	妻の自立	子の しつけ 問題	近隣・友人 つきあい 不十分	仕事と家 事負担で イライラ	家事 手抜き	
妻 回 答	I	夫妻対等世帯	3.77	3.50	3.66	2.64	2.52	3.23	2.29	2.54	2.84	3.04
		夫超越世帯	3.21	2.90	3.25	2.65	2.14	2.77	2.37	2.34	2.79	2.89
		専業主婦世帯	3.15	2.76	3.22	2.47	2.05	2.78	2.94	2.58	3.29	3.36
		有意確率	0.000	0.000	0.000	0.032	0.001	0.001	0.000	0.008	0.000	0.000
	II	夫妻対等世帯	3.69	3.46	3.65	2.60	2.56	3.27	2.15	2.48	2.81	3.02
		有意確率	0.179	0.040	0.098	0.760	0.052	0.016	0.024	0.550	0.459	0.364
夫 回 答	I	夫妻対等世帯	3.59	3.63	3.50	2.71	2.52	2.96	2.54	2.52	2.75	2.59
		夫超越世帯	3.21	3.24	3.31	2.49	2.18	2.72	2.34	2.21	2.69	2.49
		専業主婦世帯	3.11	2.98	3.13	2.34	1.98	2.59	2.75	2.40	3.07	2.87
		有意確率	0.000	0.000	0.000	0.005	0.000	0.008	0.000	0.005	0.000	0.000
	II	夫妻対等世帯	3.54	3.60	3.42	2.65	2.50	2.98	2.46	2.46	2.75	2.58
		有意確率	0.052	0.127	0.369	0.105	0.078	0.290	0.570	0.453	0.813	0.782

注:妻が就業することによって(就業していない場合には、就業したら)、家庭生活へ及ぼす影響。それぞれの考え方に対し、「あてはまる:4点」、「まああてはまる:3点」、「あまりあてはまらない:2点」、「あてはまらない:1点」として得点化
有意確率は、平均値の差の検定結果

と考える割合が高い (χ^2 検定、有意水準15%以下で有意差あり)。夫の場合には、稼得パターンによる有意差はみられない。

資産の保有実態(夫妻の合計資産中妻資産割合)については、図表-7に示している。Iの場合、夫妻対等世帯では4.3割、夫超越世帯では2.4割、専業主婦世帯では1.7割、IIの場合、夫妻対等世帯では4.2割、夫超越世帯では2.7割(いずれも妻回答)である。夫妻対等世帯では、夫と全く対等ではないものの妻自身が夫妻の資産中の相当な割合を保有している。資産形成への貢献認識(保有資産形成への夫妻の貢献合計に対する妻の貢献割合)では、夫妻対等世帯の妻は妻回答で5.8割、夫回答で6.2割であり、実態に比べると高い。他の類型は、夫妻対等世帯に比べると妻の貢献認識割合は低いものの、夫超越世帯、専業主婦世帯においても5割前後は貢献していると認識されている。実態と認識の乖離は、妻専業主婦世帯が最も大きく、夫妻対等世帯が最も小さい。

5. 家事分担

図表-8には、稼得パターン別の1週間の家事・育児の平均実施頻度を示している。Iの場合、妻については、家事・育児の種類を問わず、専業主

婦世帯が最も高く、夫妻対等世帯が最も低い¹⁰⁾。夫の場合、育児を除いてその逆の順序となっている。妻の実施状況に比べると頻度は低いが、他の類型に比べると夫妻対等世帯では夫の家事参加度が高い。妻自身が忙しいことによる必然性に加え、先に述べた相対的な帰宅時間の早さ、性別役割規範の弱さが影響していると考えられる。

6. 夫妻関係

(1) サポートとストレス

夫妻関係を、サポートとストレスの面から検討する。サポートの授受は「悩みや心配事をきく」、「能力や努力の評価」により、ストレスは「文句や小言をいわれる」、「面倒をかけられる」、「イライラさせられる」により、各該当項目の度合いを得点化して算出した(図表-9)。

夫妻対等世帯は、他の類型に比べ配偶者をストレス源と認識する割合が高い(ただし、有意な差ではない)。夫妻間のサポートについては、Iでは夫妻対等世帯>夫超越世帯>専業主婦世帯、IIでは夫妻対等世帯>夫超越世帯の順に、妻は「夫がサポートしてくれる」と認識し、夫も「自分は妻をサポートしている」と認識している。妻による夫のサポートについては、提供、受け取りとも

に、稼得パターンによる相違は認められない。妻が夫とほぼ対等に稼得できる状況が社会的に一般化していない環境下で、夫が妻のよき理解者、サポーターとなり、夫自身もそのことを認識している。サポートの授受には相関がみられるが、夫妻対等世帯ではその関係が強い（妻回答の夫へのサポート提供と夫からのサポート受け取りの相関 I [夫妻対等世帯： $r=.782$, $p<.000$, 夫超越世帯： $r=.638$, $p<.000$, 専業主婦世帯： $r=.532$, $p<.000$]、II [夫妻対等世帯： $r=.809$, $p<.000$, 夫超越世帯： $r=.724$, $p<.000$])。

(2) 夫妻関係への評価

夫妻関係の満足度を得点化した値に関しては、夫妻ともに稼得パターンによる有意差はみられない（図表-9）。夫妻関係満足度の回答分布については、夫妻対等世帯の妻回答では、I、IIそれぞれの他の類型に比べ「満足」と回答する割合が高いが、「やや不満」の割合も高く、夫妻関係に対する評価が分かれている。結婚生活に対する評価でも（図表-10）、夫妻対等世帯の妻は、期待はずれ（「やや期待はずれ」と「期待はずれ」）と回答する割合が他の類型に比べ高い。

(3) 妻の就業に対する評価

妻の就業による家庭生活への影響について、各該当項目の度合いを得点化して算出した（図表-11）。Iの場合、「家計にゆとり」、「能力・知識の活用」、「社会との繋がり」、「夫の自立」、「妻の自立」の妻の就業を肯定的に捉える項目では、夫妻ともに、夫妻対等世帯>夫超越世帯>専業主婦世帯の順に得点が高い¹¹⁾。IIの場合、妻回答では「能力・知識の活用」、「社会との繋がり」、「夫の自立」、「妻の自立」、夫回答では「家計にゆとり」、「夫の自立」において、夫妻対等世帯の方が夫超越世帯より高い（10%水準以下で有意差あり）。「子のしつけ問題」、「近隣・友人とのつきあい不十分」、「仕事と家事負担でイライラ」、「家事の手抜き」の否定的な項目については、Iでは専業主婦世帯の得点が高い¹²⁾。IIの場合、夫超越世帯の妻の方が夫妻対等世帯の妻より、子のしつけ

に問題があると感じている。先に取り上げた性別役割規範において、専業主婦世帯では夫妻ともに他の類型に比べ妻に家事・育児の責任があると考えており、そのため妻の就業に否定的な評価につながっていると推測される。妻の就労を否定的に評価している結果、実態として専業主婦を選択する傾向があると考えられる。

7. まとめ

妻が夫とほぼ同等に稼得する夫妻関係について明らかになった点をまとめよう。

妻の就業については、男女の賃金格差の少ない公務員、賃金水準が相対的に高い管理・専門職である割合が高い。夫についても、相対的に公務員割合が高い。また、稼得役割、家事・育児役割についての性別役割規範が相対的に弱い。ただし、この規範意識が結婚前からのものか、結婚してから現状適応的に変更してきたものかは本調査では究明できない。

家計管理タイプについては、拠出、支出分担型が相対的に多い。収入帰属意識については、妻の場合収入は稼得したそれぞれのもの、と考える割合が相対的に高い。家計管理の実態、収入帰属の意識面それぞれで個別化傾向がみられる。有意な差ではないが、妻の資産の名義に対する意識として、名義を実質的なものとする傾向がみられる。

夫の帰宅時間は妻に比べると遅いが、夫妻対等世帯の夫は他の類型の夫に比べ帰宅時間が早く、家事・育児の実施頻度が多い。情緒面でも、夫妻対等世帯の妻は、夫からサポートを受けていると感じ、夫自身も妻をサポートしていると考えている。また、妻が就業することに対し、夫妻ともに、肯定的な評価が多い。

情緒面で相互サポート授受の度合いが高い一方で、配偶者へのストレス得点も高い傾向にあり、夫妻関係満足度でも満足と不満の両方向の回答がみられるが、全体的な傾向としては妻が夫とほぼ同等に稼得することは、夫妻関係に緊張よりも実態面、情緒面で協力関係をもたらしているといえる。

冒頭で示したように、妻が夫と同等あるいは夫

以上に収入を得る世帯は少数派である。今のところこのような状況にあるのは、稲葉（1999a）も指摘するように、もともと比較的恵まれた条件にある者である可能性があり、それゆえ他の類型に比べ比較的良好な夫妻関係を保持していると考えられることもできる。現在はまだ少数派であるが、賃金体系の変化、労働面でのさまざまな男女間格差の縮小が進むことにより、多様な背景をもつ層で妻が夫と同等、あるいは夫を上回る収入を得るカップルが増加すると考えられる。このような中、個々人のレベルでは固定的な性別役割意識にこだわらないこと、社会的には時間面で夫妻が協力的な関係を築くことが可能な働き方を保障することの必要性が一層高まっている。

注

- 1) 夫妻ともに収入階級が設定された夫の収入階級と妻の収入階級のクロス表より算出しているため、厳密な値による対比では妻の収入が夫の収入を下回る世帯も含まれている。
- 2) 「現代核家族調査」の詳細については『新 現代核家族の風景』（財団法人家計経済研究所編 2000）参照。
- 3) 年収には稼得収入以外の収入が含まれている場合もある。
- 4) 夫妻対等世帯中、妻の収入が夫を上回っている世帯は、Iでは15世帯（夫妻対等世帯中26.8%）、IIでは14世帯（同26.9%）である。また、収入階級の対比のため、厳密には夫に比べ妻の収入の方が低い世帯も含まれている。
- 5) 多重比較（TukeyのHSD法）の結果、専業主婦世帯は他の2類型との間に5%水準以下で有意差あり。
- 6) 「何時ごろ帰宅することが多い」かを尋ねる質問に対して時刻の選択肢を選んだ者を対象に算出した。なお「午後6時前・6時ごろ」は「18時」、「午後12時ごろ・12時以降」は「24時」とした。
- 7) 多重比較の結果、妻回答・夫回答ともに夫妻対等世帯と他の2類型との間に5%水準以下で有意差あり。加えて、「子どもが小さいうちの母親の育児専念」については、夫妻とも夫超越世帯と専業主婦世帯間にも5%水準以下で有意差あり。
- 8) Iについて、多重比較の結果、夫妻対等世帯と専業主婦世帯間に5%水準以下で有意差あり。
- 9) 多重比較の結果、夫妻対等世帯と他の2類型との間には5%水準以下で有意差あり。
- 10) 多重比較の結果、妻と夫の全ての家事・育児について、夫妻対等世帯と他の2類型との間には5%水準以下で有意差あり。加えて、妻の「掃除」と「洗濯」については夫超越世帯と専業主婦世帯間にも5%水準以下で有意差あり。
- 11) 多重比較の結果、夫回答の「社会との繋がり」、「妻の自立」以外では夫妻対等世帯と他の2類型との間、夫

回答の「社会との繋がり」では専業主婦世帯と他の2類型間、夫回答の「妻の自立」では夫妻対等世帯と専業主婦世帯間に、それぞれ5%水準以下で有意差あり。また、夫回答の「能力・知識の活用」、「夫の自立」では夫超越世帯と専業主婦世帯間にも5%水準以下で有意差あり。

- 12) 多重比較の結果、妻回答・夫回答ともに専業主婦世帯と夫超越世帯の間に5%水準以下で有意差あり。加えて、「子のしつけ問題」「仕事と家事負担でイライラ」「家事手抜き」の妻回答、「仕事と家事負担でイライラ」の夫回答について、専業主婦世帯と夫妻対等世帯間に5%水準以下で有意差あり。

文献

- 石原邦雄編，1999，『妻たちの生活ストレスとサポート関係』東京都立大学都市研究所。
- 稲葉昭英，1999a，「家族生活・職業生活・育児——育児役割と役割ストレインの構造」（石原編 1999: 29-51）。
- ，1999b，「なぜ常雇女性のストレインが高くないのか？」（石原編 1999: 53-85）。
- ，1999c，「有配偶女性のディストレスの構造」（石原編 1999: 87-119）。
- 財団法人家計経済研究所編，2000，『新 現代核家族の風景——家族生活の共同性と個性』大蔵省印刷局。
- ，2003，『ニュージーランドの家族・家庭生活』財務省印刷局。
- 財団法人ハイライフ研究所編，2004，『現代家族のライフスタイルとストレス』財団法人ハイライフ研究所。
- 重川純子，2004，「妻が夫と同等あるいは夫以上に収入を得ている夫妻の関係」（財団法人ハイライフ研究所編 2004: 48-64）。
- 永井暁子，2003，「生活行動と意識」（財団法人家計経済研究所編 2003: 74-83）。
- 長津美代子，1993，「妻と夫の就業関係と夫婦関係」袖井孝子・岡村清子・長津美代子・三善勝代『共働き家族』家政教育社，113-135。
- Brennan, Robert T., Rosalind C. Barnett and Karen C. Gareis, 2001, "When She Earns More than He Does: A Longitudinal Study of Dual-earner Couples," *Journal of Marriage and the Family*, 63 (1): 168-182.
- Ozer, E. M., Rosalind C. Barnett, Robert T. Brennan, and J. Sperting, 1998, "Does Childcare Involvement Increase or Decrease among Dual-earner Couples?" *Women's Health: Research on Gender, Behavior and Policy*, 4: 285-311.

しげかわ・じゅんこ 埼玉大学教育学部助教授。主な著書に『生活の経済』（編著，放送大学教育振興会，2004）。生活経営学・生活経済学専攻。
(jshigeaka@life.educ.saitama-u.ac.jp)